

一般社団法人建設産業専門団体連合会 御中

拝 啓

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

職業安定行政の運営につきまして、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日に、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練等の雇用のあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別的取扱いの禁止、及び合理的な配慮の提供が事業主の義務付けされました。

障害の有無に関わらず、誰もが自らの力を発揮できる「全員参加型社会」の実現に向けて、障害者が差別されることなく、職場に適用し、有する能力を十分に発揮できるようにするためには、事業主の皆様の理解を得ることが必要です。このため、厚生労働省としましては、この着実な実施に向け、積極的な周知を進めているところです。

貴団体傘下各企業向けの会報誌や研修会等の場におきまして、制度の周知に御協力いただけます場合は、厚生労働省より説明等を行うことも可能でございます。必要な際は、御一報いただけますと幸甚です。

なお、貴団体におかれましては、改正法の趣旨を十分御理解の上、貴団体傘下各企業において、障害者への就職機会の確保、雇用する障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保及び合理的な配慮の提供に向けた取組が一層推進されますよう、引き続き、格段の御配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体及び傘下各企業の益々の御発展をお祈り申し上げます。

敬具

平成28年12月9日

厚生労働省職業安定部雇用開発部障害者雇用対策課長
(担当：雇用援助第二係 03-5253-1111 (内5344))